

まちづくり常任委員会日常調査報告書（中間報告）

1. 令和6・7年度の日常調査項目

- ①新庁舎等の整備について
- ②産業団地の開発について
- ③自治会の在り方について

2. 令和6年度の活動状況

期日	内容	場所
令和6年7月16日	日常調査項目①、②の現状把握	役場 議員控室
令和6年7月23日	矢板市文化スポーツ複合施設の見学	矢板市文化スポーツ複合施設
令和6年8月22日	行政視察 塩谷町の庁舎整備について 矢板市文化スポーツ複合施設の整備について	塩谷町役場 矢板市役所
令和6年9月26日	新庁舎等の整備について	役場 議員控室
令和6年11月19日	新庁舎等の整備について	役場 議員控室
令和6年12月24日	行政視察 議場等の映像音響システムについて	さくら市役所

3. 調査内容

期日 令和6年7月16日

場所 役場 議員控室

内容 (1)新庁舎等の整備について

- ・現在の進捗状況について、新庁舎整備課長から説明を受ける。

(2)産業団地の開発について

- ・台の原地区に開発予定の産業団地の進捗状況について、産業課長から説明を受ける。

期日 令和6年7月23日

場所 矢板市文化スポーツ複合施設

内容 矢板市で整備した文化スポーツ複合施設の見学



期日 令和6年8月22日

場所 塩谷町・矢板市

内容 (1)塩谷町「新庁舎整備について」



・町有林を活用するために木造とし、町有林から切り出した木材を材料支給という発注方法で行った。

・空調は、外気を一度地下ピットに取り込んでから室内へ供給することで、空調に係る電気代が同規模施設の約半分に低減される仕組みを取り入れている。

・水害対策としては、元の地盤より1.6mの盛り土を施し、庁舎の各入口には遮水板を設置できるようにしてあるほか、電源設備は2階に設置している。

・災害時の電源確保としては、発電機のほか、太陽光発電からの配電ができるようにしてある。

・町民利用の多い窓口はワンフロアに集約し、待合スペースを広く取った。

- ・IP電話の導入及びパソコンの無線接続により、どこでも仕事ができるようになった。
- ・議場の運営システムは、仕様書づくりの段階から議会の意見をもらっていた。
- ・ウクライナ紛争やウッドショックで事業費が19億円から23億円に増額となった。今後、人件費の上昇で更に上がるだろう。

(2)矢板市「文化スポーツ複合施設の整備について」

- ・市の体育館が老朽化したことと、文化会館が台風で被災したことから、複合施設として整備した。
- ・文化的機能が、使用団体が希望する仕様になっていない。音響の調整を今後行う予定。イスは可動式で手動のため、並べる手間がかかる。
- ・避難所としての機能を有し、700人が3日間避難する想定で、非常用電源やトイレ用の井戸を整備した。

期日 令和6年9月26日
場所 役場 議員控室
内容 新庁舎等の整備について

(1)現在の進捗状況や今後のスケジュールについて

- ・新庁舎整備課長から説明を受ける。
- ・相撲場とテニスコートはなくなる計画。弓道場については、同程度のものでなく練習場を整備するか検討していく予定。
- ・ホール独立の建築物は考えていない。席は固定席ではなくなる。音響、照明は、専用のホールとまではいなくなる。

(2)新庁舎等の整備に関する提言内容について。

- ・令和5年10月に町に提出した提言に追加することはないか協議。
- ・町への提言に、庁舎整備に関することとして「空調への地下熱の利用など、最新の技術を研究し、省エネルギー化やランニングコストの低減を図ること」、文化スポーツ複合施設整地に関して「文化施設に備える照明や音響などの設備や控え室の配置については、現在の町民ホール利用者の意見を聞き、町民の文化活動の推進に寄与する拠点として整備すること」を追加するよう全員協議会（議員間協議）に諮ることとする。

(3)議会施設に関する意見について。

- ・令和5年10月に町に提出した意見から見直す部分がないか協議。
- ・議場に関しては、「多目的利用を考えた構造とはしない」を、「フラットな床、可動式の机とし、多目的利用できるようにする」に見直す。
- ・正、副議長室について、前回提出した意見では「それぞれに部屋があることが望ましい」としたが、「正・副議長室はこれまでどおり1室とする」に見直す。
- ・会議室について、前回提出した意見では「全員協議会が行える広さの会議室と、委員会用の会議室を配置する」としたが、「全員協議会用の会議室は必要ない」とし、「議会専用の委員会室は求めないが、各種委員会が行える広さと設備（録音装置やモニター）を有した会議室1室を議会スペースの近くに配置すること」に見直す。
- ・変更後の案を、全員協議会（議員間協議）に諮ることとする。

期日 令和6年11月19日
場所 役場 議員控室
内容 新庁舎の整備について

- ・新庁舎等整備に係る町民広場配置計画（ゾーニング）方針について、新庁舎整備課長から説明を受ける。

期日 令和6年12月24日
場所 さくら市
内容 新庁舎の整備について

議場等の音響システムについて、今年度入れ替えをしたさくら市役所の議場を視察し、町新庁舎の議会設備について必要なものを協議した。



- ・インターネット中継設備については、ライブ配信を行うと、発言の訂正等があった場合に議事録と異なってしまうため、要らないのではないかと。
- ・電子投票システムはなくていい。電子採決システムはあってもいい。
- ・大型のモニターを、議場（議員用、執行部用、傍聴者用）と、全協・委員会用の会議室（傍聴席に入りきれなかった傍聴者用、会議時の資料等の表示用）を設置するようにする。
- ・小型のモニターを、議員控室と議会事務局に設置し、議場の様子を把握できるようにする。
- ・会議室に設置するマイク・録音システムは移動できるものとし、執行部の他の会議でも利用できるようにする。
- ・町に提出する意見案を、全員協議会（議員間協議）で全議員に協議してもらう。

4. 調査のまとめ

①新庁舎等の整備について

まちづくり常任委員会で調査した結果を全議員で協議し、令和6年11月5日に議長から町長に提出した「新庁舎等の整備に関する提言・意見」では、新庁舎整備に関する提言、文化スポーツ複合施設整備に関する提言、付帯施設に関する提言、議会施設に関する意見について、議会の考えを町に示しました。

令和7年1月30日に提出した「議会施設に関する意見」では、高根沢町議会に必要な機能を再考し、町に示しました。

（議会から町へ提出した提言・意見は別紙のとおり）

以上が、まちづくり常任委員会が実施した日常調査の中間報告です。

令和7年3月14日

高根沢町議会議長 加藤 章 様

高根沢町議会まちづくり常任委員会

委員長 澤 畑 宏 之

副委員長 小 池 哲 也

委 員 阿久津 信 男

委 員 神 林 秀 治

委 員 横須賀 忠 利

委 員 加 藤 章

高根沢町長 加藤 公博 様

高根沢町議会議長 神林 秀治

新庁舎等の整備に関する提言・意見について

新庁舎等の整備について、町に対し次のとおり提言をいたします。

また、令和 5 年 10 月に提出した「新庁舎建設に向けた議会施設に関する意見」について、一部を変更いたします。

記

■新庁舎整備に関する提言

- ・空調への 地下熱利用など、最新の技術を研究し、省エネルギー化やランニングコストの低減を図ること。

■文化スポーツ複合施設整備に関する提言

- ・文化施設に備える照明や音響などの設備や控え室の配置については、現在の町民ホール利用者の意見を聞き、町民の文化活動の推進に寄与する拠点として整備すること。

■付帯施設に関する提言

- ・弓道場は、町内に代替の施設がないため、存続させること。

■議会施設に関する意見

- ・令和 5 年 10 月に提出した新庁舎建設に向けた議会施設に関する意見のうち、下記の部分を変更します。

【諸室】

- ・正・副議長室について、前回提出した意見では「それぞれに部屋があることが望ましい」としたが、「正・副議長室はこれまでどおり 1 室とし、床面積は、現状以上とする」とする。
 - ・会議室について、前回提出した意見では「全員協議会が行える広さの会議室と、委員会用の会議室を配置する」としたが、「全員協議会と委員会併用の会議室を設置する」とする。
- また、その会議室は、2 室に分けられる仕組みや、執行部側での使用も検討すること。

令和 7 (2025) 年 1 月 30 日

高根沢町長 加藤 公博 様

高根沢町議会議長 加藤 章

新庁舎建設に向けた議会施設に関する意見について

「新庁舎建設に向けた議会施設に関する意見」については、令和 5 年 10 月に提出し、令和 6 年 11 月に一部を変更しましたが、更に今回、下記のとおり一部を追加・変更いたします。

記

今回提出しようとする意見	令和 5 年 10 月に提出した意見
<p>II. 議場</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備…音響・録音、<u>映像システム</u>は、最新のものを導入する。 <u>電子採決システムがパッケージされているシステムを望む。</u> 議場の映像や、会議資料、採決結果等を表示する<u>大型のモニター</u>を、<u>議員と執行部がそれぞれ見える位置に設置する。</u> <p>III. 傍聴席</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備…傍聴者が見える位置に、会議資料や採決結果を表示する<u>大型のモニター</u>を設置する。 <p>IV. 諸室</p> <ul style="list-style-type: none"> 会議室…全員協議会と委員会併用の会議室を設置する(令和 6 年 11 月に変更)。そこで利用する録音装置やモニター、通信回線も併せて整備する。 <u>録音装置は、有効利用を図るため、移動が可能なものとし、執行部が他の会議室等でも使</u> 	<p>II. 議場</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備…音響・録音、映像配信システムは、最新のものを導入する。 インターネット中継設備、電子投票システム、また会議資料や採決結果を表示するモニターの設置を希望する。 <p>III. 傍聴席</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備…傍聴者が見える位置に、会議資料や採決結果を表示するモニターを設置する。 <p>IV. 諸室</p> <ul style="list-style-type: none"> 会議室…全員協議会と委員会併用の会議室を設置する(令和 6 年 11 月に変更)。そこで利用する録音装置やモニター、通信回線も併せて整備する。

<p><u>用が可能なものとする。</u></p> <p><u>モニターは、議場のモニターと同じ映像が出力される大型のものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員控室… 1室を配置する。 <p><u>議場のモニターと同じ映像が出力される小型のモニターを設置する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局室…傍聴受付のスペースや、打ち合わせスペースを確保する。 <p><u>議場のモニターと同じ映像が出力される小型のモニターを設置する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議員控室… 1室を配置する。 <ul style="list-style-type: none"> ・事務局室…傍聴受付のスペースや、打ち合わせスペースを確保する。
--	---